

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国においては、昭和 60 (1985) 年に女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を締結して以降、積極的に男女共同参画を促進するための体制が整えられてきました。また、平成 11 (1999) 年に制定された「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)により、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられました。

さらに、平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という。)においては、「ジェンダー*平等を実現しよう」が目標 5 に位置づけられるとともに、全ての目標に「ジェンダー主流化」を行うことが基本原則として明記されるなど、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*を実現することは、世界的に重要な目標となっています。

そのような中、人口減少社会を迎えても、まちの活力を失うことなく、笑顔で暮らせる元気なまちをめざすうえで、誰もが人権を尊重され、また、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、早急に対応すべき課題です。

国においては、平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、令和 2 (2020) 年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」(以下「第 5 次基本計画」という。)においても、あらゆる分野における女性の参画拡大が国の政策として明示され、全国的にもさまざまな分野において女性の参画拡大の機運が高まっています。

一方、コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、全国的に配偶者等からの暴力* (ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)の相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

本市では、平成 29 (2017) 年 3 月に策定した「第 5 次日向市男女共同参画プラン」(以下「第 5 次プラン」という。)に基づいた取組を進めてきました。

また、令和 3 (2021) 年 2 月に策定した第 2 次日向市総合計画 後期基本計画においては、「若者と女性に選ばれるまち“日向”」を重点戦略に掲げるとともに、同年 4 月に、総合政策課内に男女共同参画推進室を設置し、男女共同参画や女性の活躍を推進するための体制を強化しました。

このたび、第 5 次プランの計画期間が令和 3 (2021) 年度で終了することから、令和 4 (2022) 年度からの新しい計画として「第 6 次日向市男女共同参画プラン」(以下「第 6 次プラン」という。)を策定します。これは、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画施策が市民、団体、地域、事業所、教育に携わる者、行政が一体となった取組として、より一層推進されるよう体制を確立し、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう策定するものです。

□■用語解説■□

*ジェンダー：生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物学的な雌雄を示すセックスと区別される。それ自体に、良い、悪いの価値を含むものではない。

*エンパワーメント：本来持っているはずの力を取り戻させることや自信をつけさせること。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活や人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意思決定過程に参画し、社会的、経済的、政治的な状況を変えていく力をつけることを意味する。エンパワメントとも言う。

*配偶者等からの暴力：配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手から振るわれる暴力のこと。身体に対する暴力だけでなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

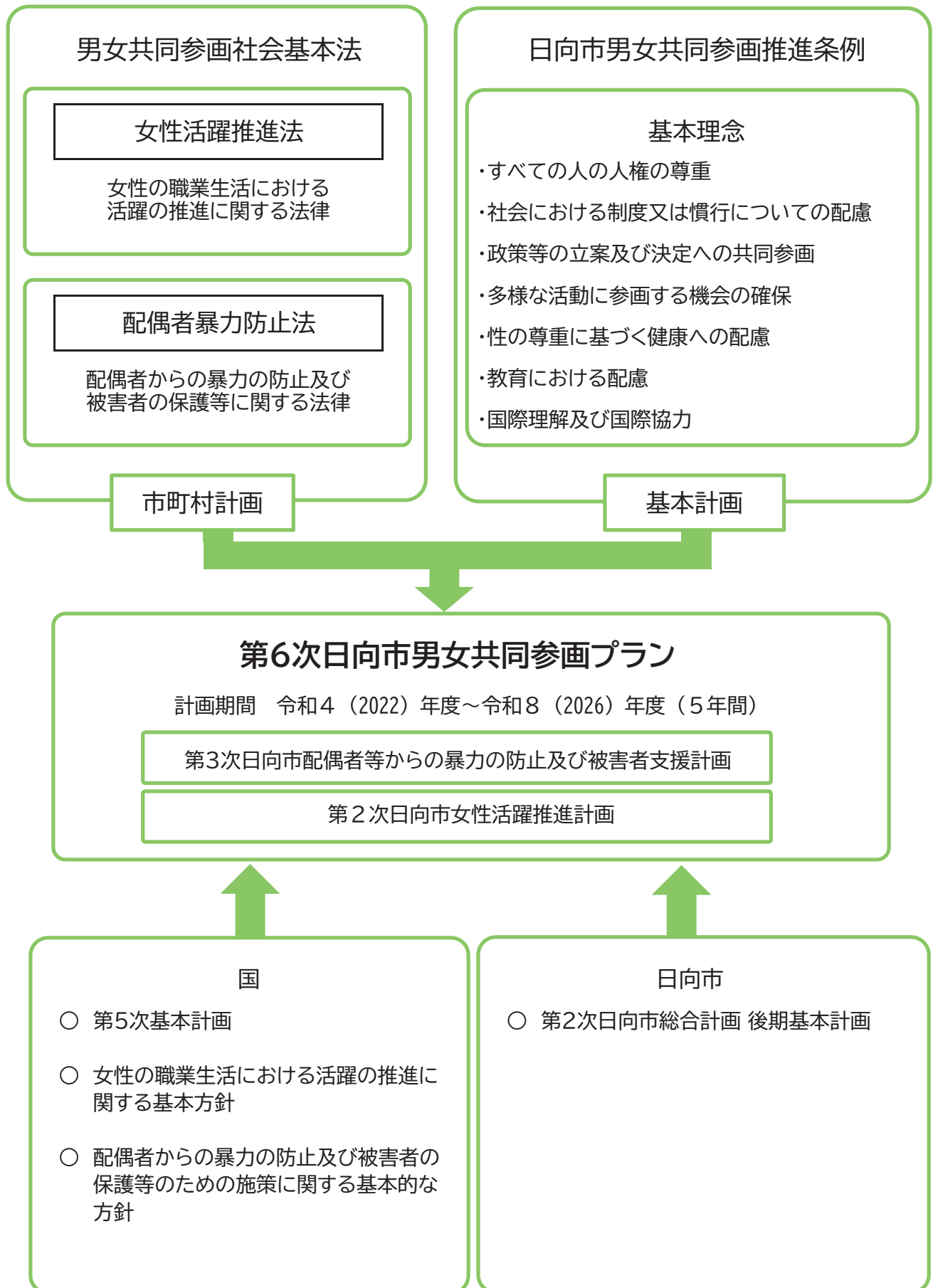
2 計画の性格

- (1) 本計画は、基本法の趣旨を踏まえて策定します。
- (2) 本計画は、基本法第14条第3項及び日向市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第15条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する市の基本計画です。
- (3) 本計画は、基本法に基づく法定計画である「第5次基本計画」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）を上位計画とし、第5次プランの成果を引き継ぎ策定します。
- (4) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市の推進計画として位置づけます。
※推進計画該当部分：第7章 基本目標Ⅱ（主要課題4～7）
- (5) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市の基本計画として位置づけます。
※基本計画該当部分：第7章 基本目標Ⅲの主要課題8
- (6) 本計画は、市民の意見を反映し、本市の特性を配慮したものになるよう、令和2（2020）年に実施した「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）や令和3（2021）年5月に実施した「『女性活躍推進』及び『仕事と育児の両立』に関する事業者アンケート」（以下「事業者アンケート」という。）の結果、また、日向市男女共同参画プラン策定委員会の意見、日向市男女共同参画推進審議会からの答申等を踏まえて策定します。
- (7) 本計画は、「第2向日向市総合計画 後期基本計画（令和3（2021）年～令和6（2024）年）」との整合性を図ります。

3 計画の期間

計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

4 計画の位置付け



第2章 計画策定の背景

1 国の動き

(1) 「第5次基本計画」の策定

基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として、令和2(2020)年12月に「第5次基本計画」が閣議決定されました。この計画では、新型コロナウイルス感染症感染拡大による女性への影響やデジタル化社会への対応、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流を踏まえ、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会をめざすため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための取組を進めることなどが強調されています。

(2) 関係法の制定・改正

① 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30(2018)年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者数についての目標を定めるなど、自主的な取組に努めることが示されました。

② 「女性活躍推進法」の改正

令和元(2019)年6月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度(プラチナえるぼし認定*)が創設され、さらに令和4(2022)年4月からは、一般事業主行動計画*の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されることとなりました。

③ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の改正

令和元(2019)年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント*防止のために雇用管理上必要な措置を行うことを義務づけるとともに、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント*等を相談したことを理由とする不利益な取り扱いを禁止すること等が定められました。

□■用語解説■□

*プラチナえるぼし認定：女性活躍推進法に基づいた一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」を受けた企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業が受けることができる認定制度。

*一般事業主行動計画：女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活で希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、民間企業が策定することとされている女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画。

*パワー・ハラスメント：職場において行われる言動のうち、「優越的な関係に基づいて行われること」及び「業務の適正な範囲を超えて行われること」並びに「身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること」の3つの要素全てを満たすものこと。略称は「パワハラ」。

*セクシュアル・ハラスメント：性的な嫌がらせのこと。不必要に性別・年齢・プライベート・容姿に関する発言をしたり、身体に触れたりする行為を指す。略称は「セクハラ」。

④「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」の改正

令和元（2019）年12月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」が改正され、令和3（2021）年1月から、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが可能となりました。

(3)「少子化社会対策大綱」の策定

令和2（2020）年5月に、総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育て世代への対応として、令和7（2025）年までに男性の育児休業取得率を30%とするなどの数値目標が掲げられ、配偶者の出産直後に休業を取得しやすい環境の整備を促進することなどが示されました。

(4)「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の作成

令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成され、地方公共団体が災害対応にあたって取り組むべき事項が示されました。

(5)「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2（2020）年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2（2020）年度から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法に関する検討、被害者支援の充実、加害者対策の推進、教育・啓発の強化などに取り組むことが示されました。

2 宮崎県の動き

(1)「第3次みやざき男女共同参画プラン」の策定

県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえて、施策の全体的な枠組みやその方向性と具体的施策を示すものとして、平成29（2017）年3月に「第3次みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。

(2)「第4次DV*対策宮崎県基本計画」の策定

社会情勢や配偶者暴力防止法の改正内容、国の基本的な方針、ストーカー規制法の改正内容を踏まえ、平成31（2019）年3月に「第4次DV対策宮崎県基本計画」が策定されました。

(3)「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定

社会環境の変化や国による新しい対策の方向性・課題等を踏まえ、令和2（2020）年3月に「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

(4)「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

宮崎県の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和2（2020）年3月に、保護者に対する就労の支援や教育、経済的支援などを対策の柱として「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

3 日向市のこれまでの動き

(1)「女性フォーラム」の開催と「日向市女性懇話会」の設置

本市では、平成2（1990）年から実行委員会形式による「女性フォーラム（平成12（2000）年に「日向ひまわりフォーラム」に改称）」を開催し、まちづくりに対する女性の積極的な参

画が行われてきました。平成3（1991）年には企画課内に女性行政担当主幹を配置するとともに、「日向市女性懇話会（平成11（1999）年に「日向市男女共同参画社会づくり懇話会」に改称）」を設置し、女性に関する施策を推進してきました。

（2）推進体制の強化

平成6（1994）年に、全庁挙げて総合的な女性関連施策を推進するため、助役を会長とする「日向市女性行政推進会議（平成12（2000）年に「日向市男女共同参画行政推進会議」に改称）」を、さらに平成8（1996）年に「日向市女性基本計画策定委員会（平成12（2000）年に「日向市男女共同参画プラン策定委員会」に改称）」を設置するとともに、平成9（1997）年に「日向市女性基本計画（1996～2000）」を策定しました。この計画に基づき、女性が抱える問題に関する市民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、同年「日向市男女共同社会づくり推進ルーム『さくら館』」を開設しました。また、平成13（2001）年には、本市における男女共同参画社会づくりの活動拠点としての機能を一層強化・充実するため、「日向市男女共同社会づくり推進ルーム『さくら館』」を、現在の「日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム『さんぴあ』」（以下「推進ルーム「さんぴあ」という。）として日向市文化交流センター内に移転し、相談事業を開始するなど、新しい取組を始めました。

さらに、令和3（2021）年2月に策定した第2向日向市総合計画 後期基本計画において、「若者と女性に選ばれるまち“日向”」を重点戦略に掲げ、同年4月に総合政策課内に男女共同参画推進室を設置し、男女共同参画や女性活躍を一層推進するための体制を強化しました。

（3）「日向市男女共同参画プラン」の策定

平成13（2001）年に「日向市女性基本計画」の見直しを行い、「日向市男女共同参画プラン（2001～2005）」を策定しました。また、平成18（2006）年の東郷町との合併を機に、平成19（2007）年に「第3向日向市男女共同参画プラン」、平成24（2012）年に「第4向日向市男女共同参画プラン」、平成29（2017）年には第5次プランを策定し、男女共同参画に向けた取組を推進してきました。

（4）「日向市男女共同参画推進条例」の制定

平成20（2008）年に、本市の男女共同参画を促進するための基本理念や行政、市民、事業者、教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項などを定めた条例を制定し、あわせて男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について調査審議等を行い、市長に意見を述べるための附属機関として「日向市男女共同参画推進審議会」を設置しました。

（5）「第2期 日向市子ども・子育て支援事業計画」の策定

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、令和2（2020）年3月に「第2期 日向市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

（6）「第2期 日向市子どもの未来応援推進計画」の策定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、すべての子どもたちがのびのびと生きていくことができる権利と機会を地域で保障できるまちづくりをめざして、令和2年（2020）年3月に「日向市子どもの未来応援推進計画」を策定しました。

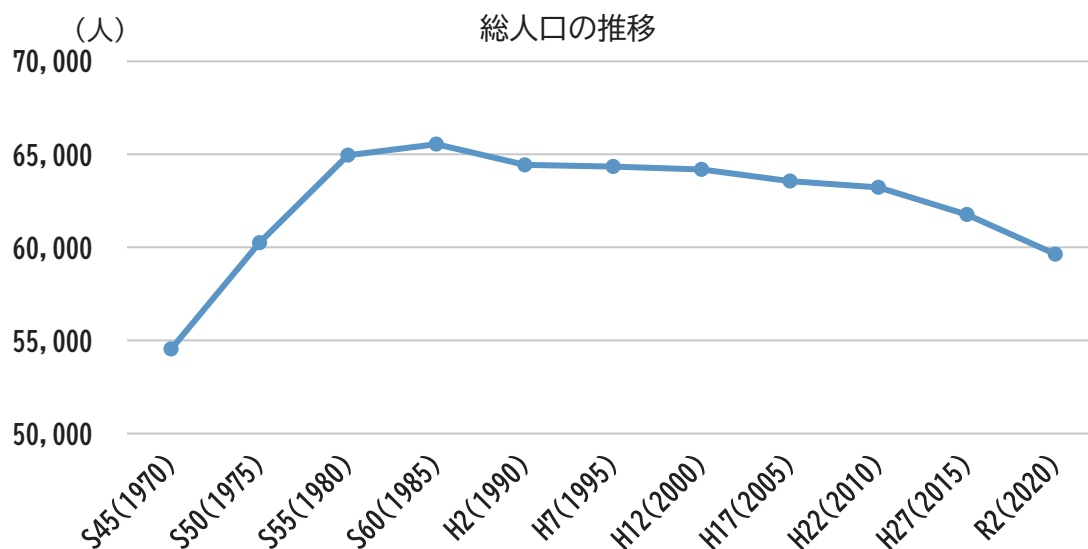
第3章 日向市の現状と課題

1 日向市の現況

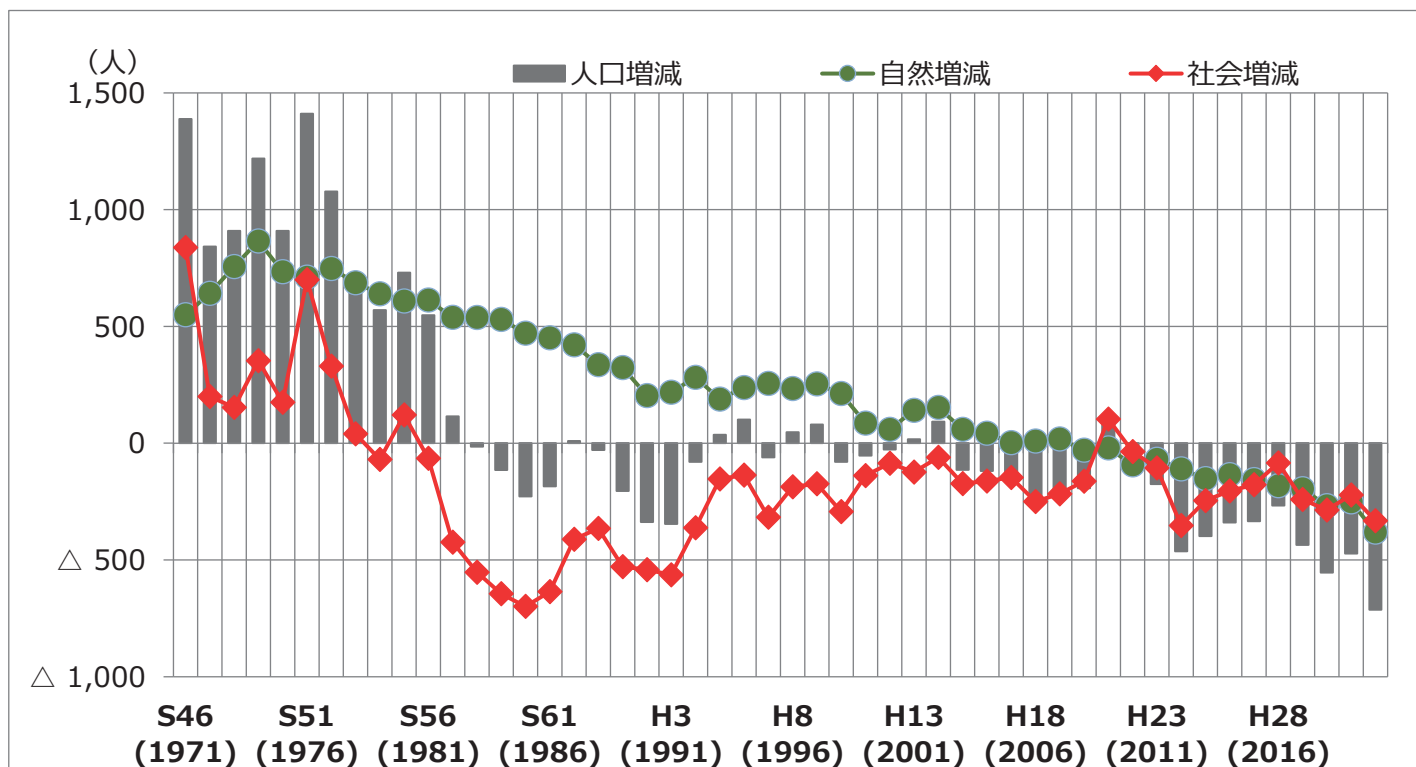
(1) 人口

本市の総人口は、昭和 50（1975）年代前半までは、転入数が転出数を上回る社会増加と、出生数が死亡数を上回る自然増加が相まって急増していますが、その後は転出数が転入数を上回る社会減少に転じ、それを自然増加が補う形で緩やかな減少傾向が続いてきました。

しかし、平成 17（2005）年以降、出生数と死亡数がほぼ同数となり、平成 22（2010）年からは死亡数が出生数を上回る自然減少に転じており、今後は高齢化により死亡数が増加し、人口は急激に減少していくことが予想されます。



資料：R2(2020)国勢調査



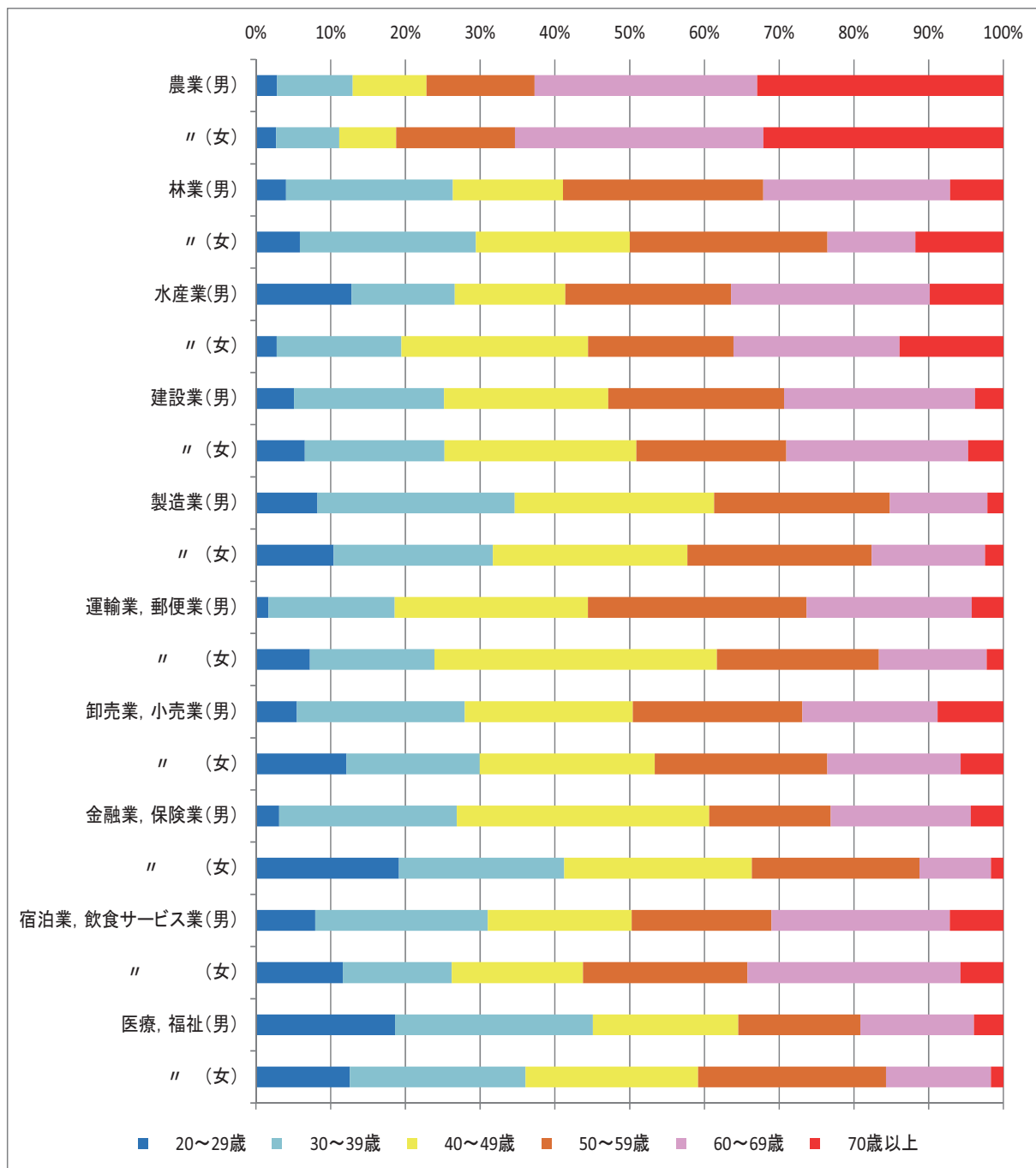
資料：R2(2020)国勢調査

(2) 就業の状況

本市では、「農業」、「林業」、「水産業」などの一次産業分野において、従事者の高齢化が顕著となっており、特に農業については、男女とも従事者の80%前後が50歳以上という状況になっています。

さらに、「建設業」や「運輸・郵便業」、「宿泊業・飲食サービス業」の男性の従事者も50%前後が50歳以上という状況になっています。

男女別・年齢階級別産業人口の割合



資料：H27(2015)国勢調査

2 男女共同参画に関する市民や事業者の意識等

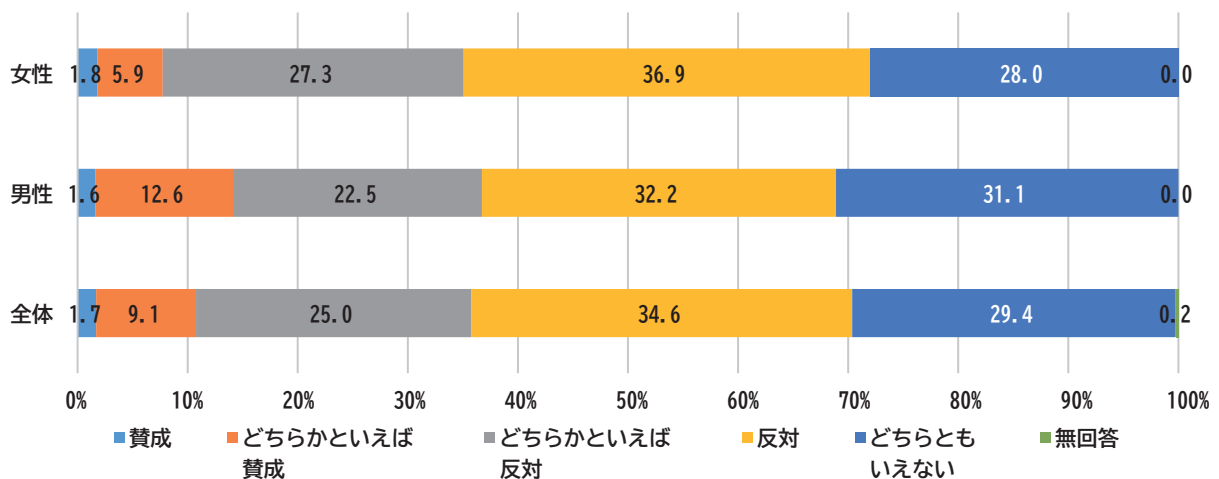
(1) 市民意識調査

本市では、市民の皆さんの意向をプランに反映させるため、令和2（2020）年に市内在住の20歳以上の男女2,000人を対象に、市民意識調査を実施しました。

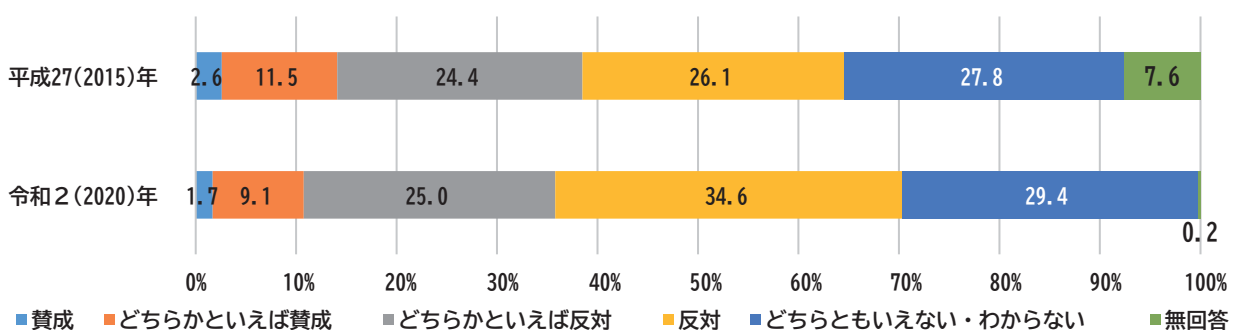
市民意識調査の回収率は41.4%であり、主な調査結果は次のとおりとなっています。

① 固定的性別役割分担意識に関する考え方

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」とした人が全体の59.6%を占め、「賛成」「どちらかといえば賛成」とした人（全体の10.8%）を大きく上回りました。



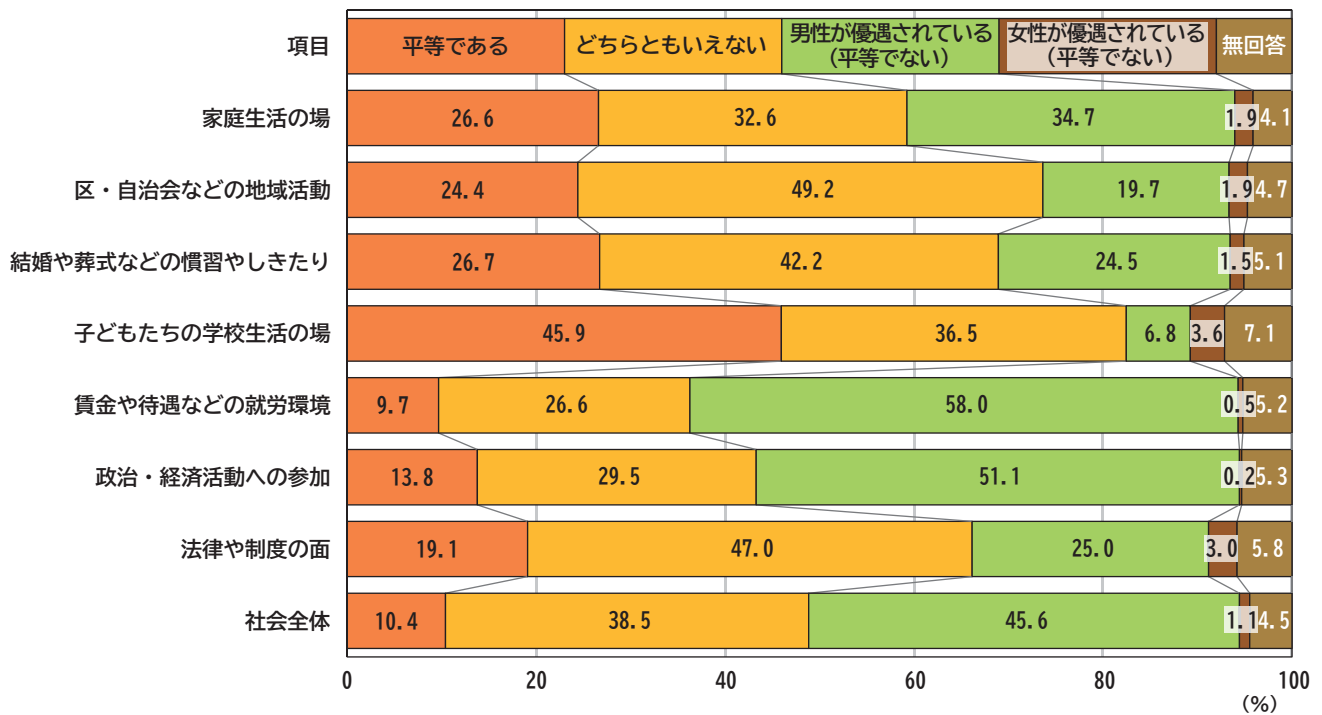
また、同内容を前回調査（平成27（2015）年）と比較すると、「反対」「どちらかといえば反対」とした人が9.1ポイント増加し、「賛成」「どちらかといえば賛成」とした人が3.3ポイント減少しています。これらのことから、固定的性別役割分担意識に対して、反対の意見を持つ人が増加していることが伺えます。



② 社会のいろいろな分野における男女平等感

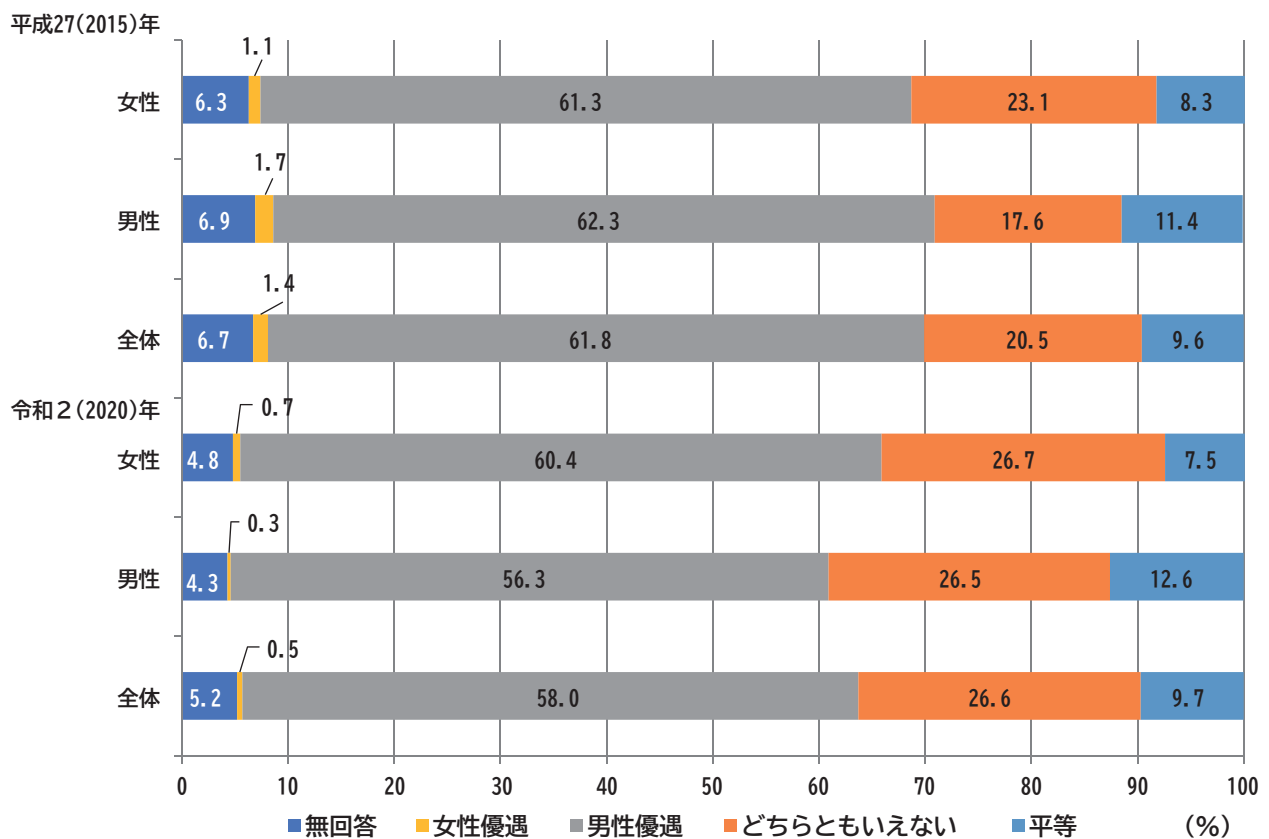
社会のいろいろな分野において「男女はどの程度平等になっていると思うか」の問いに対し、「子どもたちの学校生活の場」では45.9%の人が「平等である」と答えた一方、「賃金や待遇などの就労環境」で「男性が優遇されている」と答えた人が58.0%、「政治・経済活動への参加」でも「男性が優遇されている」と答えた人が51.1%となりました。

また、社会全体でも「平等である」と答えた人は10.4%にとどまり、「男性が優遇されている」と答えた人が45.6%となるなど、不平等感を感じていることが明らかとなっています。



③仕事における男女平等感

仕事における男女平等感について、前回調査（平成27（2015）年）と比較すると、全体では「男性が優遇されている」と答えた人の割合が3.8ポイント減少しているものの、「平等である」と答えた人の割合はほとんど変化がなく、就労環境の整備が遅れていることが伺えます。



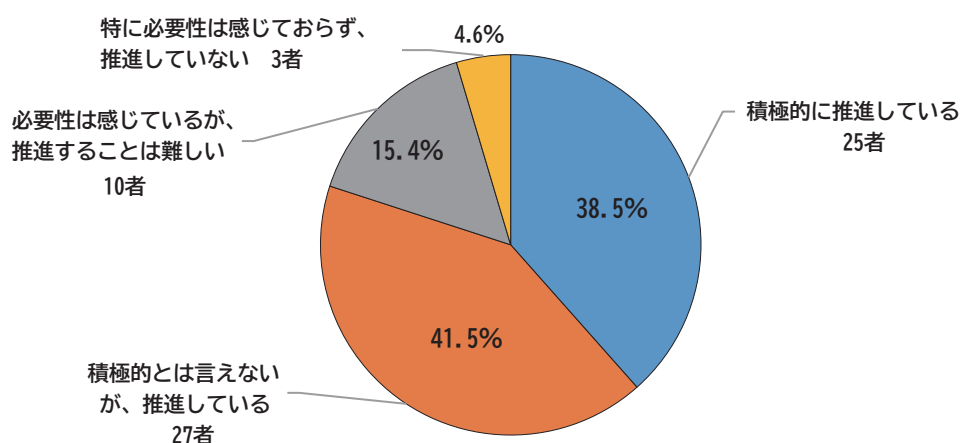
(2) 事業者アンケート

この調査は、市内の各事業所においての女性活躍の推進や仕事と育児の両立に関する課題等を把握し、男女ともに活躍し、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた対策を検討するため、日向商工会議所及び東郷町商工会に登録のある従業員30人以上の事業者127者を対象に実施しました。回答率は51.2%、主な調査結果は次のとおりです。

①女性活躍の推進に関する考え方についてお聞きします。(〇は1つ)

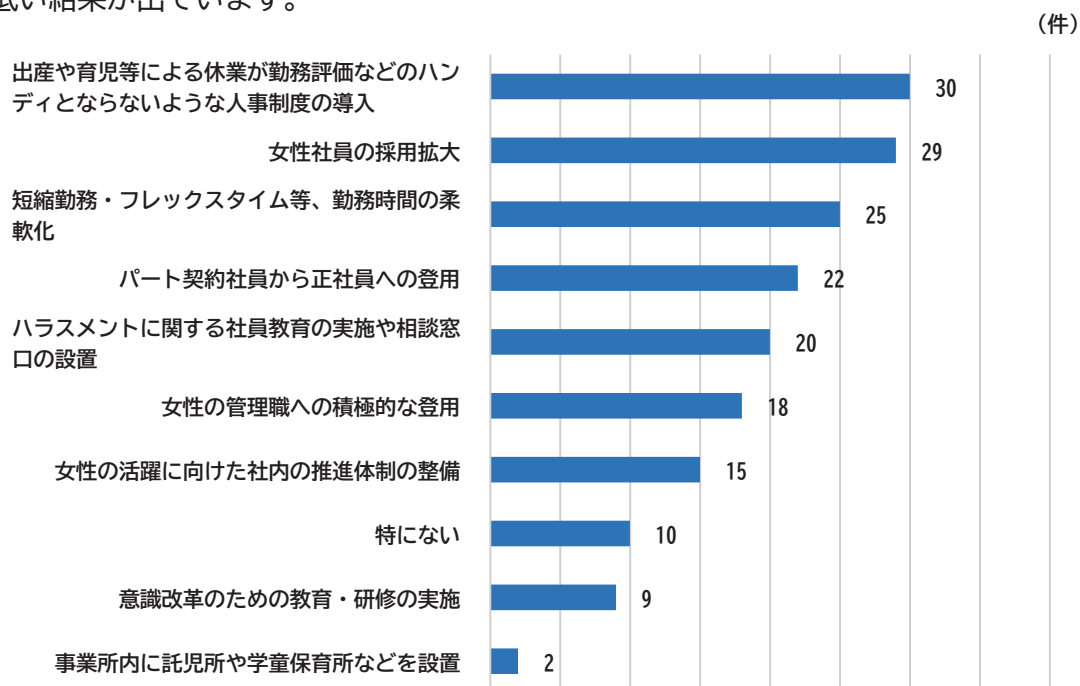
「積極的に推進している」が25者、「積極的とは言えないが、推進している」が27者となり、全体の8割が推進していると回答しています。

一方、「必要性は感じているが、推進することは難しい」が10者、「特に必要性は感じておらず、推進していない」が3者となり、全体の2割は取組が進んでいない状況が伺われます。



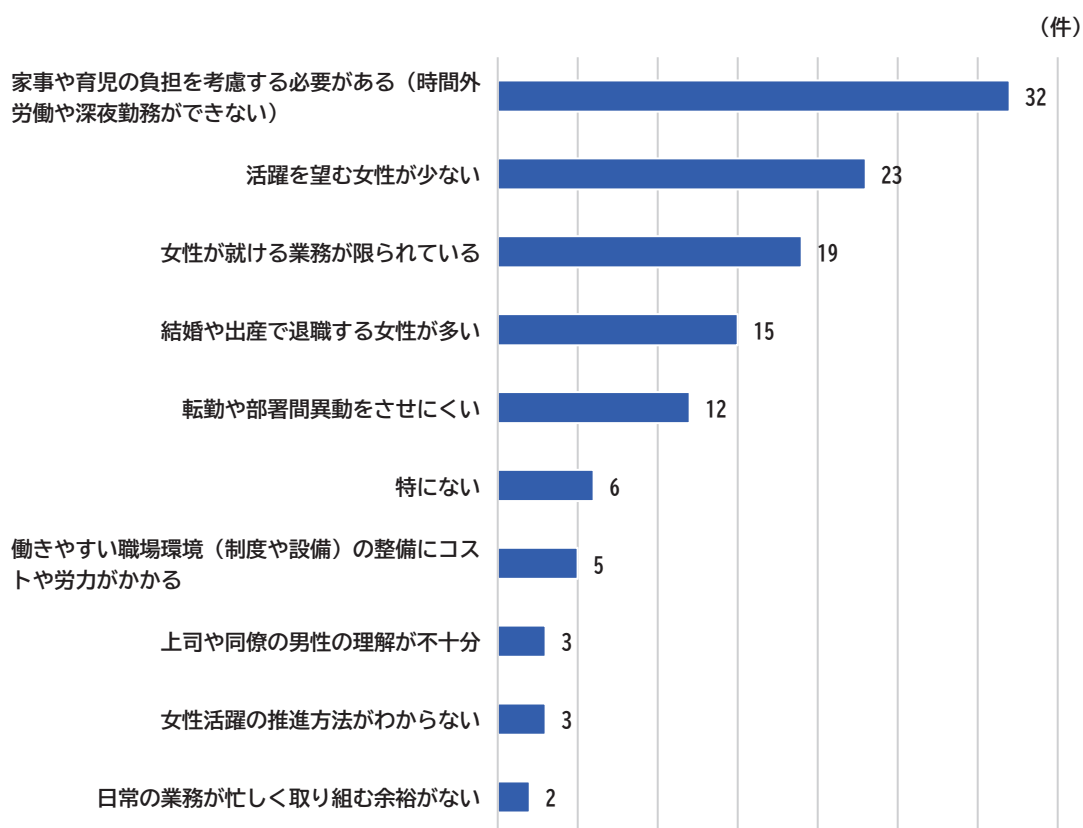
②女性活躍の推進のために取り組んでいることについてお聞きします。(複数回答可)

「出産や育児等による休業が勤務評価などのハンディとならないような人事制度の導入」が最も多く30件、次いで、「女性社員の採用拡大」が29件、続いて「短縮勤務・フレックスタイム等、勤務時間の柔軟化」が25件となっており、各事業所において、人事や勤務形態などで女性の活躍を推進する取組が進んでいることが伺える一方、県雇用労働政策課が実施した令和2(2020)年度労働条件等実態調査では、男性の育児休業制度利用は15.8%(P30参照)と低い結果が出ています。



③女性活躍を推進するにあたっての課題についてお聞きします。(複数回答可)

「家事や育児の負担を考慮する必要がある(時間外労働や深夜勤務ができない)」が32件で最も多く、次いで「活躍を望む女性が少ない」が23件、続いて「女性が就ける業務が限られている」が19件となっています。



3 課題

固定的性別役割分担意識に対して反対の意見を持つ人が全体の約6割を占め、前回調査と比較しても増加している一方、社会のいろいろな分野における男女平等感では、多くの分野において「男性が優遇されている」と答えた人が「平等である」と答えた人を上回るなど、不平等感を感じている人が多くいるという現実があります。

一人ひとりが大切にされるまちを作るためには、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、社会において男女が置かれた状況の違いや根深い偏見を取り除くため、男女間の格差是正や意識改革を図る必要があります。

また、仕事の場における男女平等感においても男性優遇の傾向が伺われ、就労環境の整備が遅れているという現状があります。事業者アンケートにおける女性活躍推進の状況から、出産や育児等の負担が女性に偏っている状況も明らかになっています。

第4章 第5次プランの実施状況

平成 29 (2017) 年 3 月に策定した第 5 次プランでは、市が実施する全ての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画行政推進会議を中心とする市役所内推進体制の機能強化を図り、市が企画立案する施策や実施する事業に対し、男女共同参画の視点を取り入れられるよう配慮しました。

実際の事業を行うにあたっては、男女共同参画の視点を取り入れつつ、国・県・近隣自治体・関係機関との連携・協力体制を強化し、一人ひとりが大切にされるまち日向市をめざし、各種施策に取り組みました。

また、市民の意向を尊重した男女共同参画社会づくりを推進するため、第 5 次プランの進捗状況について、担当課による自己評価、日向市男女共同参画行政推進会議、同幹事会での内部評価を経て、日向市男女共同参画推進審議会による外部評価を行うとともに、毎年、第 5 次プランに位置づけた施策・事業の実施状況についての報告書を作成し、公表しました。

【数値目標データ】

(1) 第 5 次プランにおける数値目標の推移

項目	現状 H27 (2015) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 3 (2021) 年度
固定的性別役割分担意識にとらわれない市民の割合	50.5%	—	—	—	59.6%	60.0%
人権に関する講演会などへの参加者数	520 人	470 人	390 人	521 人	0 人 (※1)	550 人
「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる市民の割合	35.9%	—	—	—	26.6%	50.0%
女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数(従業員 300 人以下の企業)	—	0 社	5 社	10 社	23 社	20 社
ファミリー・サポート・センター*年間利用者数	336 人	229 人	266 人	288 人	410 人	400 人
審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	24.8%	26.5%	24.1%	23.1%	40.0%
消防団員数に占める女性の割合	2.0%	2.0%	2.4%	2.5%	2.5%	5.0%
DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%	—	—	—	男性 27.4% 女性 50.0%	男性 50.0% 女性 70.0%

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会が中止となったため。

□■用語解説■□

*ファミリー・サポート・センター：サービスを提供したい人と受けたい人とが会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織のこと。

項目	現状 H27 (2015) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 3 (2021) 年度
セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪防止に関する広報活動	—	2回	2回	2回	3回	3回
子宮がん検診受診率	16.3%	17.3%	17.7%	16.5%	17.0%	50.0%
乳がん検診受診率 (※2)	18.4%	17.3%	16.7%	16.2%	18.1%	50.0%

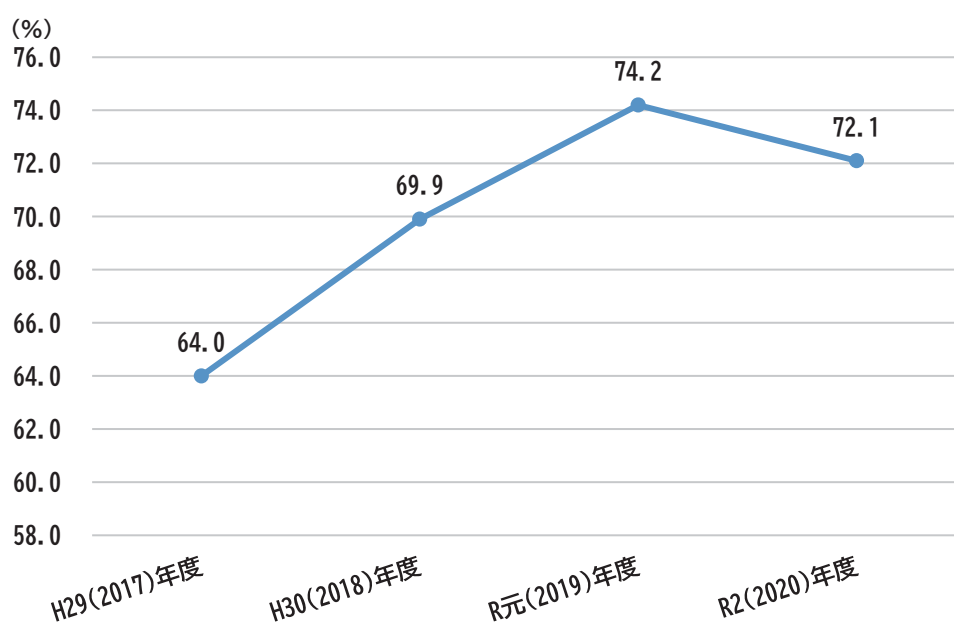
※2 がん検診の算定基準変更に伴い、第5次プラン策定時からの現状値を修正。併せて、目標値も設定し直した（平成29（2017）年度実績以降）。

数値目標の推移をみると、固定的性別役割分担意識にとらわれない市民や消防団員数に占める女性の割合、女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数（従業員300人以下の企業）、ファミリー・サポート・センター利用者数は上昇しており、少しずつではあるものの男女共同参画社会に向けた取組が進んでいることが分かります。

一方、「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる市民や審議会等委員に占める女性の割合、DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合は減少しており、男女平等や女性参画等における課題があることが明らかになりました。

（2）数値目標全体の達成度の推移

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、さまざまな事業が中止となり、達成率が減少したものもありましたが、数値目標全体の達成度を見ると上昇傾向にあることが分かります。しかしながら、達成度が7割前後であることから、今後は目標を達成していない項目を中心に、取組を進めていく必要があります。



第5章 第6次プランの基本的な考え方

1 基本理念

「一人ひとりが大切にされるまち日向市」をめざして

本市では、条例において男女共同参画の形成に関する7つの基本理念が規定されています。本計画では、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間にわたり、これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらずすべての人が、人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

「日向市男女共同参画推進条例」に掲げる7つの基本理念

すべての人の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、すべての人の個人としての尊厳が重んじられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他のすべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない（第3条）。

社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない（第4条）。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない（第5条）。

多様な活動に参画する機会の確保

男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に参画できる機会を確保するため、社会のあらゆる分野における活動の主要な役割が、性別による固定的な役割分担等を反映して、偏ることのないように配慮されなければならない（第6条）。

性の尊重に基づく健康への配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない（第7条）。

教育における配慮

男女共同参画社会の形成は、社会のあらゆる分野における教育について、男女共同参画社会の形成の促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育

及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない（第8条）。

国際理解及び国際協力

男女共同参画社会の形成に当たっては、国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるように配慮されなければならない（第9条）。

2 基本目標

本計画では、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することをめざして、次の三つの基本目標を定めます。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍
- 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

3 主要課題

本計画では、3つの基本目標のもと、10の主要課題を定め、「一人ひとりが大切にされるまち日向市」の実現をめざした取組を進めます。

- 主要課題1 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
- 主要課題2 男女共同参画の浸透を図る男女双方の意識改革、制度・慣行の見直し
- 主要課題3 多様性の尊重と国際理解
- 主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備
- 主要課題5 家庭における男女共同参画推進と困難を抱えた人に対する環境整備
- 主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 主要課題7 地域や防災分野における男女共同参画推進
- 主要課題8 人権を侵害する配偶者等からの暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- 主要課題9 性に起因するハラスメント及び性犯罪の防止
- 主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

4 SDGsと関連した取組の推進

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際社会の共通目標です。17の目標、169のターゲットから構成されています。

第6次プランでは「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標16 平和と公正をすべての人に」等が関連しています。



基本理念	基本目標	主要課題	主な施策の方向
<p>○すべての人の人権の尊重</p> <p>○社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>○政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>○多様な活動に参画する機会の確保</p> <p>○性の尊重に基づく健康への配慮</p> <p>○教育における配慮</p> <p>○国際理解及び国際協力</p>	<p>I 男女共同参画社会に向けた意識づくり</p> <p>II あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍 ※第2次日向市女性活躍推進計画</p> <p>III 安全・安心な暮らしの実現</p>	<p>1 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実</p> <p>2 男女共同参画の浸透を図る男女双方の意識改革、制度・慣行の見直し</p> <p>3 多様性の尊重と国際理解</p> <p>4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備</p> <p>5 家庭における男女共同参画推進と困難を抱えた人に対する環境整備</p> <p>6 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>7 地域や防災分野における男女共同参画推進</p> <p>8 人権を侵害する配偶者等からの暴力の防止と救済に向けた環境の整備 ※第3次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画</p> <p>9 性に起因するハラスメント及び性犯罪の防止</p> <p>10 生涯を通じた心身の健康保持の支援</p>	<p>(1) 人権尊重のための意識啓発</p> <p>(2) 人権尊重に関する教育の充実、講師の養成</p> <p>(3) 男女共同参画推進のための意識醸成、情報提供、制度・慣行の見直し 重点①</p> <p>(4) 研修や学習機会の提供、リーダーの養成</p> <p>(5) 多様な性の在り方の尊重 重点②</p> <p>(6) 多様な文化や価値観への理解を深める教育の推進、在住外国人の地域参画支援 重点③</p> <p>(7) 働く場における男女平等の促進及び雇用施策・労働環境整備の支援</p> <p>(8) 安定就労や職域拡大等に関する支援</p> <p>(9) ワーク・ライフ・バランスの推進と起業支援</p> <p>(10) 男性の家事・育児・介護への参画促進</p> <p>(11) 安心して子どもを生育てられる環境づくり</p> <p>(12) 様々な困難を抱えた人が安心して暮らせる環境整備</p> <p>(13) あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点④</p> <p>(14) 女性の社会的活躍のための意識向上・能力発揮支援</p> <p>(15) 地域における男女共同参画意識の醸成と参画促進</p> <p>(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実</p> <p>(17) 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供 重点⑤</p> <p>(18) 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実及び関係機関との連携強化</p> <p>(19) 被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり</p> <p>(20) 被害者の生活再建支援</p> <p>(21) 性に起因するハラスメント・性犯罪の防止に向けた啓発、学習機会の提供</p> <p>(22) 相談窓口の周知、防止対策の推進</p> <p>(23) 心身の健康づくりのための教育や意識啓発、情報提供</p> <p>(24) 心身の健康づくりのための支援</p>

第6章 第6次プランの重点的な取組

本計画では、「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を実現するため、以下の5つを重点的な項目として男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進します。

【重点①】男女共同参画推進のための意識醸成、情報提供、制度・慣行の見直し

男女共同参画社会の形成のためには、市民一人ひとりに男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。また、誰もが自分らしく生きられる社会をめざすためには、古くからの制度や慣行を見直すとともに、周囲の偏見や差別をなくすことが必要です。

このことから、男女共同参画意識の啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

【重点②】多様な性の在り方の尊重

多様な性の在り方を尊重するため、市民一人ひとりの意識醸成を図るとともに、SOGI*概念の浸透を図るなど、多様な性の在り方を尊重し、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

【重点③】働く場における男女平等の促進及び雇用施策・労働環境整備の支援

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。働く場における男女平等の促進や雇用施策・労働環境整備の支援など、誰もが働きやすく、その能力を発揮できるような施策に取り組みます。

【重点④】あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

人口の半数以上を占める女性が政策・方針決定過程に参画することは、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために重要です。

このことから、就労の場や政治分野における女性のリーダーシップの発揮や、あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画拡大に取り組み、全ての人が自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

【重点⑤】配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、DV等の被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力が男女共同参画社会の形成や女性活躍の推進を阻む大きな要因となっています。

配偶者等からの暴力根絶のためには、DVは人権侵害であることを一人ひとりが正しく理解する必要があることから、暴力の未然防止とDVを許さない社会づくりを図るための啓発を行うとともに、学習機会を提供します。

□■用語解説■□

*SOGI（ソジ、ソギ）：Sexual Orientation and Gender Identityの略。「性的指向（好きになる性）と性自認（自分で認識している性）」と訳される。全ての人の属性を表す。